

在外選挙 郵便等投票のご案内

Point

在外選挙人名簿に登録すると「郵便等投票」の方法で国政選挙に投票することができます。

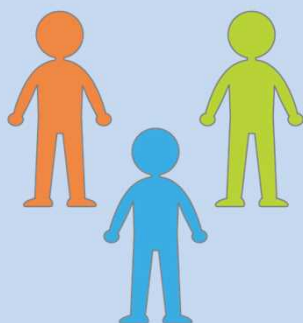
Point

投票用紙の請求はいつでもできます。

郵便等投票

日本国内の市区町村の選挙管理委員会に直接投票を郵便又は国際宅配便で送付する手順で投票を行う方法です。
※ 在外投票では、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票（帰国投票）」のいずれかの方法で投票できます。詳しくは、外務省のHPを御覧ください。（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>）

【郵便等投票の投票方法】



<在外選挙人>

①投票用紙の請求

②投票用紙の交付

③投票用紙の送付



<市区町村選挙管理委員会>

①投票用紙の請求

登録地の市区町村選挙管理委員会に、投票用紙を請求します。
なお、投票用紙は、選挙期日が公示・告示される前に請求することができます。

②投票用紙の交付

登録地の市区町村選挙管理委員会から自宅等に投票用紙等が送付されます。

③投票用紙の送付

選挙期日の公示・告示の翌日以後、現存する場所で投票用紙等に記載してください。
記載した投票用紙を封筒に入れて、登録地の市区町村の選挙管理委員会あてに郵便等により送付して下さい。

■投票用紙の請求から送付まで■

① 投票用紙の請求

登録地の市区町村選挙管理委員会に、投票用紙を請求します(投票用紙は、選挙期日が公示・告示される前に請求できます。)

「投票用紙等請求書」に必要事項を記載し、必ず「在外選挙人証」を同封して、在外選挙人証に記載された、登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により送付してください(送料は自己負担。)

※ 投票用紙等請求書の書式は、総務省のHPからダウンロードできます。

(<http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>)

② 投票用紙の交付

登録地の市区町村選挙管理委員会から自宅等に投票用紙等が送付されます。投票用紙が届いたら、選挙期日が公示・告示された日の翌日以降に投票用紙への記載をしてください。

<市区町村選挙管理委員会から送付されるもの>

- 1 投票用紙
- 2 投票用封筒(内封筒, 外封筒)
- 3 在外選挙人証(投票用紙の交付記録が記載されています。)
- 4 投票用紙の送付用の封筒
- 5 郵便等投票の説明書

③ 投票用紙の送付

投票用紙は、投票用紙と一緒に送付される投票用封筒(内封筒)に入れて封をし、投票用封筒(外封筒)に必要事項を記載した上で、更に送付用の封筒に入れて封をし、在外選挙人証に記載された市区町村の選挙管理委員会あてに郵便等により送付して下さい。送付された票のうち、選挙期日の投票所が閉鎖する前までに到達したもののだけが正規の投票として取り扱われます(送料は自己負担。)

■注意事項■

1 投票用紙の請求について

※ 在外公館等では、郵便等投票を取り扱っておりませんので、在外公館等に投票用紙を請求することはできません。

※ 投票用紙等請求書への署名を自ら行っていない場合等、記載事項に不備がある場合や在外選挙人証が同封されていない場合などは、投票用紙の交付ができません。

※ **投票用紙の請求の締切りは選挙の期日の4日前までであり、この日までに市区町村の選挙管理委員会に請求書が到達していなければなりません。**

※ **投票用紙を請求してから最終的に投票が投票所に到達するまでに必要な日数を考慮して、お早めに投票用紙をご請求ください。**

なお、請求が遅くなりますと、投票の締め切りまでにあなたの投票が投票所に到達しないおそれがあります。

※ **投票用紙は、任期満了日の60日前(衆議院の解散があった場合は、解散の日)から交付を始めますが、交付開始の前でも請求しておくことができますので、郵送日数を考慮して早めの請求をお勧めします。**

2 投票用紙の送付について

※ 選挙期日の投票所が閉鎖する前までに到達しても、以下のような場合には、投票は受理されませんのでご注意ください。

- ・投票用封筒に署名がない場合
- ・登録申請時等の署名と照合して本人の署名であると確認できない場合 など

■住所や投票用紙の送付先等の変更手続き■

住所や氏名等の在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、在外選挙人証を添えて、必ず住所を管轄する在外公館等まで届け出て下さい(変更が生じた事実を証するに足りる文書の添付が必要な場合がありますので、在外公館等にご確認下さい。)

また、郵便等投票をする場合、投票用紙は在外選挙人証に記載されている住所(在外選挙人証の「住所以外の送付先(在留届の緊急連絡先)」欄に記載がある場合は、住所ではなく、在留届の緊急連絡先)に送付されます。

※ 在外選挙人が希望する場合には、国外における住所のほかに、住所以外の送付先(在留届の緊急連絡先)に限ります。において、投票用紙を受領することができます(在外選挙人は、登録申請時にその旨を申請書に記載するか、登録後であれば住所を管轄する在外公館等にその旨の届け出をする必要があります。)

なお、送付先を変更する場合には、在外選挙人証を添えて、在外公館等まで届け出て下さい。



外 務 省

Ministry of Foreign Affairs of Japan